

蓮田都市計画事業高虫西部土地区画整理事業
環境影響評価に係る埼玉県環境影響評価技術審議会
小委員会の意見について

蓮田都市計画事業高虫西部土地区画整理事業については、下記の事項を考慮して環境影響評価書を作成すること。

記

1 全般的事項

(1) 資材運搬等の車両の走行が集中することにより、大気汚染物質濃度や騒音・振動の値が基準値を超える地点が生じないよう計画的な作業・運行を行うこと。

なお、計画地周辺において、事業の進行と並行して県道行田蓮田線バイパス（以下「バイパス」という。）工事が行われる場合、交通集中による渋滞が生じる可能性があることから、バイパス工事の進捗状況を踏まえた運行管理に努めること。

(2) 計画地内の大部分を盛土造成する計画であるが、現在計画地は流域水循環における緩衝機能を持った畑地や水田が広がっていること、近年頻発するゲリラ豪雨等による予測以上の時間雨量が発生する可能性も考慮し、周辺河川において氾濫被害が生じないように関係機関と協議し、その結果に応じて必要な対策を検討すること。

(3) 計画地には、希少種のコギシギシも確認される水田環境が広がっているが、大部分を盛土造成した場合には、これらが消失することとなる。そのため、公園整備の際には、単に緑地を創生するだけでなく、この地域本来の湿地環境の創出も意識し、維持管理できるよう検討すること。

(4) 温室効果ガス排出量の抑制については、国の排出削減目標（NDC）や、県のカーボンニュートラル宣言等との整合性が図られるよう造成事業を行うこと。また進出企業に対しても再生可能エネルギーの導入やグリーン電力購入を義務付けるなど、より強く働きかけること。

2 大気質、騒音・低周波音及び振動

自動車交通の発生における予測結果において、計画地内に新たな道路（バイパス）が敷設されることによる交通量の変化が考慮されていない。

道路形状や幅員が類似している他事例の現況値や将来予測交通量を踏まえ、その予測評価結果の精度の向上を図ること。

3 水質

計画地内に調節池を設置する計画であるが、地下水位の低下に伴う周辺河川への流出量

の減少により、周辺河川の水質が悪化することが懸念されるため、継続的な観測を行うなどの環境保全措置の実施を検討すること。

4 水象

盛土造成計画においては、周辺河川への流出や地下水位に対する影響を考慮し、計画地外から搬入する盛土材料について、できる限り計画地と同様の地層、地質からの土砂とすること。

5 地盤

盛土造成計画において事業敷地境界付近に盛土高が高い地点があり、その周辺への影響が懸念されることから、盛土造成の計画範囲を敷地境界から離れた計画地内側までにとどめることや敷地境界付近の盛土高を低くする等の対応を検討し、安全性を担保すること。

6 動物、植物及び生態系

計画地は、県東部地区において、カヤネズミ等が生息する貴重な河川生態系を有している。そのため、計画地に生息する多種多様な動植物が保全されるよう配慮すること。

7 景観

進出企業による大規模建築物の立地が想定されるため、計画地の敷地境界付近にある雑木林、綾瀬川及び元荒川の景観に大きな変化が生じることが予想される。

計画地本来の農村景観を生かした景観となるよう、進出企業に対して、建築物の形状・大きさや配置について配慮するよう指導し、加えて色彩・緑化などの周囲の影響緩和措置の実施を行うよう指導すること。

8 史跡・文化財

計画地内に埋蔵文化財包蔵地が存在することから、試掘調査で発見されていない場合であっても、工事開始後に新たに遺跡が見つかることも想定される。

開発に当たり埋蔵文化財が確認された場合は必要な環境保全措置を講じること。

9 事後調査

(1) 大気質

進出予定企業の業種を製造業、流通業としていることから、進出企業が事業活動を開始すると、走行車両に占める大型車（貨物車両）の割合が増加することが想定される。

計画地周辺に存在する住居の位置等に配慮の上、環境保全対策が十分な内容となっているかについて、事後調査によって把握し、対策が不十分な場合には、追加の環境保全対策を行うこと。

(2) 騒音・低周波音及び振動

計画地内に新たな道路（バイパス）が敷設されるため、現況値と予測値を直接比較できない地点がある。予測値は現況値や既存道路での将来予測交通量を基とした予測結果であ

ることから、計画地周辺に存在する住居の位置等に配慮の上、当該不確実性を考慮し、バイパス開通による複合的な影響について事後調査により確認し、必要に応じて、バイパス工事の事業主体である県と連携し、環境保全措置を検討すること。

(3) 動物及び植物

計画地内の水田環境が消失するため、希少動物・植物の代償措置について、専門家等からの助言を受けながら、関係機関と協力し、継続的な管理を行うこと。

また、事後調査において代償措置の効果を確認し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講じること。

なお、事後調査に当たっては、準備書で示されている保全すべき種に加え、地域の環境を代表する種についても、造成地の存在（公園整備による緑地創生及び湿地環境の創出を含む）に伴う動物及び植物の生息、分布状況への影響について把握することを検討すること。

(4) 史跡・文化財

造成地の存在による影響について、実施予定としている発掘調査を事後調査として位置付けることを検討すること。